

グリーン・ライフ Green Life

快適で安全な暮らしのために

ばとう



ごみを積んだ大きな車両が通ると不安です。



答え

廃棄物の運搬車両が交通安全規則を守ることとはもちろんのこと、周辺地域に住む方々の迷惑にならないように、生活環境を保全するためのルールを、話し合いで取り決めている事例があります。

例えば、

- ① 運搬車両が通る路線を決める
- ② 通勤・通学時間と重ならないよう、廃棄物を搬入できる時間帯を定める
- ③ 日曜・祝祭日はごみを搬入しない

などの事例があります。

これらは、最終処分場の管理者と周辺地域に住む方々とが話し合って取り決めます。

また、取り決めたルールがきちんと守られているかどうか、監視します。

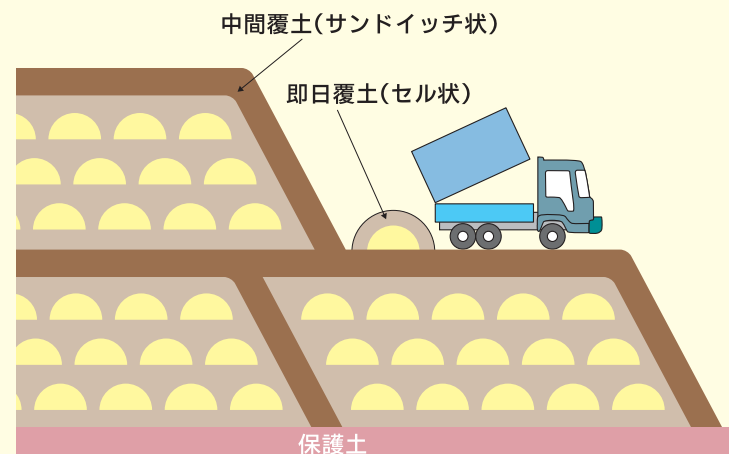
粉じんやにおいは発生しないの？

答え

ごみが搬入されたその日のうちに土を被せて覆ってしまうことで、粉じんやにおい、害虫類の発生を防止することができます。このように、埋立地でごみを埋め立てるときに土を被せることを覆土(ふくど)といいます。

覆土方式には、搬入されたその日のうちに土を被せてセル状(小さい部屋、区切られた升の意味)にする即日覆土と、一定の埋立量に達したときに、埋め立ての途中で土を被せてサンドイッチ状にする中間覆土がありますが、この2つの方式を組み合わせることで、より効果的な埋立管理ができます。

埋立方式の例



紅葉の広重美術館



- 発行——栃木県 生活環境部 環境整備課
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 TEL.028-623-3227 FAX.028-623-3113
- 問合せ先——栃木県 生活環境部 環境整備課 TEL.028-623-3227
馬頭町 住民生活課 環境整備対策室 TEL.0287-92-1110

(平成14年12月発行)



ぶんべつくん

グリーンライフばとうは、
「快適で、安全な暮らしのために」
ごみ問題についての様々な情報をお届けします。

管理型最終処分場の安全管理

管理型最終処分場では、法令に従って、受け入れる廃棄物(ごみ)の確認や水質検査など、安全を確保し、また周辺環境を保全するために、様々な確認・検査を行っています。

●法令で定められている検査の内容

- ・廃棄物の種類に応じた埋立の方法(粉じんやにおいの防止など)
- ・放流水や周辺地下水の水質検査
- ・各種設備(遮水工や浸出水処理設備など)の定期点検 など

さらに、法令で定められていること以外にも、周辺地域の生活環境に影響を与えないようにするために、施設によっては、搬入車両の通行などについて、周辺地域に住む方々との話し合いで取り決める場合があります。

●周辺地域に住む方々との話し合いによって取り決める内容

例えば

- ・廃棄物の搬入時間、搬入日
- ・搬入車両の通行経路
- ・住民参加による検査点検 などの事例があります。

4 各設備の運転管理

遮水シートの漏水検知設備や浸出水処理設備などに異常がないか、機器類で常時監視し、緊急時には直ちに対応できる体制をとっています。



3 埋め立て時の検査

搬入された廃棄物の中身を再度確認するとともに、廃棄物を降ろした後、速やかに土をかぶせます。(裏面参照)

浸出水処理設備

洗車場

検査場

環境監視

車両通行に伴う騒音・振動、埋立地の臭気、放流水や周辺地下水の水質などを定期的に測定・検査し、周辺地域の生活環境への影響を監視します。またその結果を、住民の皆さんがいつでも閲覧できるようにしてあります。

室内分析



現場での測定



1 受け入れ前の審査

廃棄物を搬入できるのは、事前の審査に合格した特定の排出事業者だけに限られます。また、実際に排出事業所への立入調査を行う場合もあります。

許可証



2 受け入れ時の検査

搬入される廃棄物を搬入伝票(マニフェスト)と照合して、排出元、種類、性状、数量などを確認します。また、搬入車両が帰る前に洗車していることを確認します。



搬入車両の交通対策と埋立方式について詳しく見てみましょう。